

令和3年度 第1回 新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

令和3年12月20日（月曜）午後3時00分から午後4時45分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

栗川委員、石川委員、佐藤委員、富田委員、高井委員、角田委員、最上委員、
南委員、菊地委員、五十嵐委員、有川委員、平崎委員、海老委員

計13名

（欠席委員：熊谷委員、松井委員）

<事務局>

障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

（関係課）

こども政策課、こども家庭課、児童発達支援センター、こころの健康センター、
保健所保健管理課（欠席）、各区健康福祉課、学校支援課

【傍聴者】

なし

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 2
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 3
3. 自己紹介・・・・・・・・ p 4
4. 議事・・・・・・・・・・ p 5
5. その他・・・・・・・・ p 2 6
6. 閉会・・・・・・・・・・ p 2 7

1. 開会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年度第1回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中審議会にご出席いただき、ありがとうございます。私は本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の上村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の配布資料の確認をお願いいたします。

- ・本日の次第
- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・【資料1】第3次新潟市障がい者計画 評価と課題
- ・【資料2-1】第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画 数値目標達成状況
- ・【資料2-2】第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画 数値目標達成状況 一覧
- ・【資料2-3】第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画 サービス見込み量達成状況
- ・【参考資料1】第3次新潟市障がい者計画 進捗状況（令和2年度実績）

以上8点となります。また、本日机上配布したものとして

・【参考資料2】計画の振り返りに関する事前意見を配布させていただきました。以上となりますが、お手元にございますでしょうか。

次に、本日の委員の出席状況でございますが、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡を頂いております。15名の委員のうち、13名の委員の方が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

それでは、開会にあたりまして、福祉部長の佐久間よりごあいさつ申し上げます。

(佐久間福祉部長)

福祉部佐久間でございます。本日はご多忙の中、またお足元の悪い中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また皆様におかれましては、日ごろより本市の障がい福祉施策にさまざまな機会でご協力、ご理解を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

当審議会につきましては、昨年度は、第4次新潟市障がい者計画、第6期新潟市障がい福祉計画・第2期新潟市障がい児福祉計画の策定年度ということで、皆様には全6回の審議会にご出席いただきました。大変貴重なご意見を頂きまして、計画の策定にご尽力いただきましたこと、まことにありがとうございます。今年度の審議会につきましては、計画策定年度とは異なりますので、例年どおり年2回の開催を予定しております。本日は令和3年度の第1回目の審議会ということになりますが、令和2年度までを計画期間としておりました、前計画の振り返りについてご審議いただきたいと考えております。

結びになりますが、委員の皆様におかれましては、今年度も忌憚のないご意見を頂きたいと考えておりますので、本日も何とぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

ありがとうございました。続きまして、次第の3、自己紹介になりますが、本年度から新たに当審議会の委員にご就任いただいた方が2名おられますので、簡単に自己紹介いただきたいと思います。

初めに、相談支援事業者として、新潟市障がい者基幹相談支援センター中央、相談員の五十嵐委員、お願いいたします。

(五十嵐委員)

今年から委員をさせていただいております、新潟市基幹相談支援センター中央の五十嵐と申します。よろしくをお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

五十嵐委員、ありがとうございました。続きまして、関係機関として、新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の海老委員、お願いいたします。

(海老委員)

皆様、どうもお世話になっております。昨年9月より新潟市の自立支援協議会の会長を務めさせていただいております、新潟みずほ福祉会海老と申します。前任者同様お世話になりますが、よろしくをお願いいたします。

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

海老委員、ありがとうございました。

4. 議事（1）第3次新潟市障がい者計画の振り返り

（司会：障がい福祉課 上村課長補佐）

続きまして、これより議事に移らせていただきます。議事の進行については、有川会長、お願いいたします。

（有川会長）

皆さん、こんにちは。本審議会ですけれども、当初8月末に予定していたんですけれども、感染拡大がありまして、本日のほうに延期になっております。このまま落ち着いてくれるといいんですけど、それを願っておりますけれども、まだまだ気の抜けない状況が続いているかなというふうに思っております。

それでは、次第にしたがいまして議事を進めさせていただきたいと思います。おおむねの時間配分なんですけれども、（1）第3次新潟市障がい者計画の振り返りを50分程度、（2）第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の振り返りを50分程度を予定しております。会場の使用時間も踏まえて、午後5時までには会議を終えたいと考えていますので、円滑な会の進行にご協力をお願いいたします。

それでは、議事の（1）第3次新潟市障がい者計画の振り返りについて、事務局から説明をお願いいたします。

（大島障がい福祉課長）

障がい福祉課の大島と申します。今年度から障がい福祉課長を務めております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着席いたしまして説明させていただきます。

それでは、議事の（1）第3次新潟市障がい者計画の振り返りについてご説明をいたします。昨年度までの審議会では、計画期間中ということもあり、年度ごとの実績についてご説明をしておりましたが、昨年度をもちまして計画期間が終了いたしましたので、第3次新潟市障がい者計画の計画期間全体における振り返りを行いたいと思います。なお、令和2年度の実績につきましては、参考資料1のとおりとなっております。

それでは資料1をご覧ください。こちらは、平成27年度から平成32年度（令和2年度）までの6年間の計画期間とした、第3次新潟市障がい者計画の振り返りとして、施策の方向性に対する評価と課題についてまとめた資料でございます。昨年度の第2回審議会において、中間報告として全計画の振り返りを行い、評価と課題についてご説明させていただきました。その後の審議会においては、振り返りの内容を踏まえまして、委員の皆様からご意見を頂きながら、現行計画に反映していったところでございます。このたび計画期間が終了したため、最終報告としてあらためて全計画の振り返りについてご説明させていただきます。

この資料では、表の左の欄「施策の方向性」に対して、表の右の欄「評価と課題」に記載されている計画期間での取り組みや、取り組みに対する評価等について、主なものをご説明いたします。点字資料では、各項目について、初めに「施策の方向性」があり、その後「評価と課題」を記載しております。

それでは初めに1ページ、点字資料も1ページをご覧ください。「1 地域生活の支援」のうち（1）相談支援体制の充実の項目では、1ページの①から3ページの⑦まで、点字

資料では1ページの①から12ページの⑦までですが、相談窓口の運営や、各種専門関係機関の連携、支援体制の充実に努めました。

まず①でございます。障がいのある人が身近なところで、いつでも相談や情報提供が受けられる体制の整備では、基幹相談支援センターや児童相談所、こころの健康センターなどにおいて、障がい者やそのご家族等への相談支援や情報提供等ございました。また、各区に障がい者相談員を配置し、身近な地域での相談や情報提供等の支援を行いました。

課題といたしましては、増加する多様な相談に対応するため、職員の能力向上を図り、専門性を高めるとともに、各種相談機関、専門機関との連携を強化し、引き続き充実した相談支援を行っていく必要があると考えております。

続きまして②夜間を含めた常時の連絡体制の確保では、基幹相談支援センターや相談支援サービスにより、平日日中の相談支援体制を確保するとともに、平成30年4月に、新潟市障がい者夜間休日相談支援事業を開始し、夜間や休日における相談支援や、緊急時の対応を行い、24時間365日の相談支援体制を整備することで、地域生活支援拠点等事業に位置付けました。また、聴覚障がい者への意思疎通支援として、警察・消防・医療機関と連携し、休日や夜間の病気や事故などの、緊急時における体制について、引き続き整備いたしました。

続きまして2ページ、点字資料では6ページをご覧ください。③発達障がいや難病、高次脳機能障がい、強度行動障がいなどに対する専門医療機関との連携等につきましては、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」や、新潟県・新潟市難病相談支援センターなどにおいて、専門的な相談支援を実施いたしました。また、発達障がいや難病の分野においては、新たに協議会を設置し、地域の連携や支援力の向上、当事者家族への支援体制の整備など、相談支援体制の充実に努めました。

高次脳機能障がいへの対応としては、新潟県と協力し、関係者および支援従事者の支援の質の向上のため研修を実施し、支援体制の充実に努めました。

強度行動障がいへの対応といたしましては、実際に強度行動障がい児者を支援する現場での研修の場を設け、適切に支援できる事業所および職員を増やし、強度行動障がい児者およびそのご家族が安心して暮らせる環境の整備に努めました。一方で、強度行動障がい児者支援職員育成のための実地研修を開始してから5年が経過し、これまで約140名が研修を修了しておりますが、実際の受け入れにはなかなか結びついていないことが、課題として挙げられます。今年度からは事業内容を見直し、研修修了者のブラッシュアップや、強度行動障がい児者を支援する職員の所属する事業所の支援力、および支援の質の向上を図るため、強度行動障がい支援マネージャーによるコンサルティング事業を開始するなど、受け入れ可能な事業所の増加につなげていきたいと考えております。

続きまして、④発達障がいへの支援については、新潟市発達障がい支援センター「JOIN」や、新潟市立児童発達支援センター「こころん」において、発達障がい児者やその家族が安心して暮らせるよう、寄り添った相談支援を実施いたしました。

続いて、⑤ひきこもりに対する支援については、ひきこもり相談支援センターにおいて、区の社会福祉協議会と協力し、ひきこもり支援連絡会を区単位で実施するなど、支援体制の充実に努めました。

続きまして3ページ、点字資料では12ページをご覧ください。⑦相談支援体制の効果的

な実施については、自立支援協議会等を運営し、地域課題の掘り起こしや困難事例への対応等について協議を行い、地域の障がい福祉に関する関係機関ネットワークの構築に努めました。

続いて（２）在宅サービスの充実です。各種サービスを提供するとともに、補装具費の支給や、日常生活用具の給付などに取り組みました。日常生活用具については、要望を踏まえ、品目や対象者の拡大を図ってまいりました。サービスの提供にあたりまして、強度行動障がい児者や、重症心身障がい児者等が利用できる事業所などのサービス基盤が不足していることから、新規開設をいかに増やしていくかが課題となっております。

続きまして（３）経済的な支援では、特別障がい者手当や障がい児福祉手当など、各種手当の支給や福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成など、移動にかかる費用の助成を引き続き行いました。各種交通費助成については、社会環境の変化や障がい種別、交通手段ごとの不均衡を踏まえ、障がい種別ごとの不均衡を是正するとともに、実態に合わせた助成の見直しを行いました。

続きまして４ページ、点字資料では１７ページをご覧ください。（４）サービス基盤の充実では、本市の課題であります、重度障がい者の地域移行、施設入所待機者の解消に向け、重度障がい者の受け入れを行う整備に対して、優先的に補助金を交付するとともに、障がい者の居住の場であるグループホームにおいて、重度障がい者の受け入れが進むよう、グループホーム運営費補助金の制度を見直しました。

また、精神障がい者の社会復帰および自立と社会生活促進を目的に、精神障がい者地域生活支援施設の運営費を補助するとともに、令和２年度からは、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、既存の会議に当事者とご家族を委員に加え拡充し、「精神障がい者の地域生活を考える会」を立ち上げました。

続きまして５ページ、点字資料では２１ページをご覧ください。（５）地域生活を支える人づくりでは、アルコールや薬物、ギャンブル等依存症の自助グループや家族会と連携し、依存症に関する知識や適切な対応方法を学ぶための回復プログラムや、家族教室を実施いたしました。また、精神保健福祉業務に従事する支援者に対し、知識の習得と技術向上を図るため、精神保健福祉に関する研修を実施するとともに、引きこもり支援および依存症対策の各分野において、関係機関および各団体と情報や課題を共有し、ネットワークの維持・強化を図りました。

続きまして（６）スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援につきましては、スポーツの分野では、全国障がい者スポーツ大会へ出場する選手の育成や、障がい者スポーツの講習会、障がい者大運動会の開催など、障がい者のスポーツ活動だけではなく、社会参加機会の確保に向けた取り組みを行いました。文化活動の分野では、市職員や文化芸術関係者を対象に、障がいとなるバリアやアクセシビリティの向上に関する勉強会の開催や、リフト付福祉バスの運行など、文化活動の振興や余暇活動の支援について、社会参加を促進するための取り組みを行いました。

続きまして６ページ、点字資料では２７ページをご覧ください。（７）情報提供・コミュニケーション支援の充実では、各区役所へ手話のできる窓口相談員を引き続き設置したほか、手話通訳者や要約筆記者などの派遣や、養成講習会を開催いたしました。課題といたしましては、派遣件数の多い平日の日中に派遣できる通訳者の不足があげられることから、

引き続き手話通訳者の養成等に取り組んでいく必要があると考えております。また、障がい者に対して市政に関する情報を提供するため、広報テレビの手話放送や、市報にいがたなどの点字版・音声版の発行、市長記者会見への手話通訳者の配置、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの運用などに取り組んだほか、障がい者 IT サポートセンターでは、障がい者向けの IT 機器に関する相談や情報提供を行いました。

続きまして 8 ページ、点字資料では 33 ページをご覧ください。ここからは、「2 保健・医療・福祉の充実」の項目です。(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援では、各基幹相談支援センターに配置している障がい児支援コーディネーターにより、障がい児にかかる専門的相談支援を実施いたしました。また乳幼児健康診査などを活用して、早期の気づきや支援につなげたほか、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、通所支援や発達相談、地域支援、保育所等訪問支援事業を実施し、療育支援体制の整備を図るとともに、本市の中核的な支援機関としての役割を担い、言葉や発達の遅れの見られる子どもの支援体制の充実に努めました。

続きまして (2) 医療およびリハビリテーションの充実では、医療サービスを安心して受けられるよう、引き続き重度障がい者医療費助成や、自立支援医療などの各種医療費助成を実施したほか、一般の歯科診療では治療が困難な障がい者を対象とした歯科診療等を実施いたしました。

続きまして 9 ページ、点字資料では 39 ページをご覧ください。(3) 精神保健と医療施策の推進では、こころの健康センターにおいて、区役所および各関係機関に対し、支援に関する助言やカンファレンスへの参加により技術支援を行ったほか、自殺対策として、自殺未遂者本人やその家族等に対して、面談や訪問等による支援を行いました。また、精神科救急医療におきましては、県と共同で精神科救急情報センターや、24 時間 365 日開設する精神医療相談窓口を運営し、精神科救急医療体制の確保に努めるとともに、身体合併症にも対応した適切な医療が提供されるよう、一般医療と精神医療の連携強化に取り組みました。「精神障がい者の地域生活を考える会」では、精神障がい者が安心して自分らしい暮らしができるよう、医療を含めた地域生活への重層的な連携による支援体制の構築について検討していきます。

そのほか依存症などの専門医療については、医療提供体制の強化を図るため、新潟県と協働し、依存症専門医療機関の選定に向けた働き掛けを行い、令和 2 年度までに、市内 3 医療機関が依存症専門医療機関に選定をされました。さらに、医療・保健・福祉およびその他関係機関と連携し、総合的な依存症対策を強化するため、令和 2 年度にこころの健康センターに、依存症相談拠点を設置いたしました。

続きまして 11 ページ、点字資料では 45 ページをご覧ください。ここからは、「3 療育・教育の充実」の項目です。(1) 就学前療育の充実では、身近な場所で療育が受けられるよう、全区で療育教室を実施したほか、市内保育所等における障がい児支援の中心的役割を果たす、発達支援コーディネーターの養成や、配置を進めました。なお、令和 3 年 1 月末現在の発達支援コーディネーター配置率は、85.3%となっており、引き続き配置率向上に努めてまいります。また、本市の療育の中核的機関である、新潟市立児童発達支援センター「こころん」では、発達支援コーディネーターのスキルアップ研修の実施や、地域からの要請を受け講師を務めたり、支援者向けの研修を開催するなど、地域の支援力向上に努

めました。

続きまして12ページ、点字資料では49ページをご覧ください。(2)学校教育の充実では、個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育を進めるため、受け入れ体制を整備するとともに、学校支援課、総合教育センター、特別支援教育サポートセンターで連携し、特別支援教育に関する課題について研修を行いました。また児童・生徒のニーズに応じた合理的配慮の提供に努めながら、進学や就労など、児童・生徒が希望する進路の実現に向け、年間を通して就労相談、情報提供等を実施しました。

続いて14ページ、点字資料では57ページをご覧ください。ここからは「4 雇用促進と就労支援」の項目です。(1)雇用促進と一般就労の支援では、新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」において、1人1人の障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施いたしました。令和元年度からは、就業支援員を増員し、在宅支援等、これまで支援が行き届きにくかった分野へのアプローチに取り組みました。また、市内全体の障がい者の就職者数増加を図るため、県の障害者就業・生活支援センターや国のハローワークなどと密に連携するとともに、障がい者雇用に関する情報を発信するため、障がい者雇用を行う企業等を紹介する、「障がい者雇用にいがた企業探訪」の発行や、新潟市障がい者雇用支援企業ネットワークみつばちと連携したセミナーなどを実施するなど、障がい者雇用の周知啓発を行いました。

続きまして15ページ、点字資料では61ページをご覧ください。(2)福祉施設等への就労支援では、障がい者施設の授産製品の共同販売を行う、「まちなかほっとショップ」を活用し、授産製品のPRや販路拡大だけでなく、障がい者の就労や障がいへの理解促進を図りました。

また、「新潟市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づいて、市役所の各部署に対して、物品等を調達する際に、障がい者施設や障がい者を多数雇用している事業所等から、優先的に調達するよう働き掛けなどを行った結果、調達実績は一定の成果を上げたところでございます。

続きまして16ページ、点字資料では64ページをご覧ください。ここからは、「5 生活環境の整備」の項目です。(1)住宅環境の整備では、市営住宅におけるユニバーサルデザインに配慮した整備や、空き家活用リフォーム推進事業として、空き家を障がい者グループホームや、障がい者自らの住居として利用する際の改修を支援したほか、福祉のしおり等を活用して、各種制度の周知を行いました。

続きまして17ページ、点字資料では66ページをご覧ください。(2)安心・安全なまちづくりの推進では、新潟県のバリアフリーまちづくり事業の一環として、障がい者からの要望を踏まえ、新潟県と合同で現地調査を行い、視覚障がい者などを補助する信号機や、経過時間付信号機を整備いたしました。また鉄道駅のエレベーターや多機能トイレの設置、駅前広場のバリアフリー化整備、自転車歩行者道の整備、ノンステップバス車両の導入、バリアレス縁石によるバスの正着性向上の検証など、交通機関等におけるバリアフリー化にも取り組みました。

続きまして(3)防災対策および災害時支援体制の整備では、避難行動要支援者名簿について、関係者に周知し、共助による避難支援体制の強化を図ったほか、避難勧告等に関するガイドラインの改正を行い、情報の受け手側が情報の意味を理解しやすいものへ改善

いたしました。なお、災害発生時に避難所を適切に運用できるよう、平時の備えが課題となっていることから、各施設管理者と、運営ガイドラインの共有に取り組んでまいりたいと思います。

続きまして 18 ページ、点字資料では 72 ページをご覧ください。(4) 防犯・消費者トラブルの防止および被害からの救済では、障がい等によって判断能力に不安のある方やその家族が、犯罪や消費者トラブルの被害に遭わないよう、「市政さわやかトーク宅配便」や「出前講座」を実施したほか、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用について、意見交換や情報共有を行いました。

続いて 19 ページ、点字資料では 74 ページをご覧ください。ここからは、「6 障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進」に関する項目です。(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進では、平成 28 年に、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、当条例の目的である共生社会の実現に向け、条例研修会の実施や、イベント等での周知啓発に取り組むとともに、市職員向けに研修会を実施するなど、各種取り組みを行いました。

(2) 権利擁護の推進では、差別相談の専門窓口である障がい福祉課や、基幹相談支援センターにおいて、差別相談や解決に向けた話し合いを実施いたしました。また、新潟市障がい者虐待防止センターにおいては、虐待相談や虐待防止のための啓発活動に取り組みました。

続きまして 20 ページ、点字資料では 78 ページをご覧ください。(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及では、駅やバスターミナルなど、公共空間への障がい者アートの掲示や、さまざまなイベントでの PR 活動等を通して、共生のまちづくり条例の趣旨や、障がいに対する理解の普及に取り組むとともに、教育委員会で作成した福祉読本を活用して、学校において障がいや障がい者に対する理解啓発に取り組みました。

続きまして (4) 福祉教育の推進では、小・中学校において、校内特別支援学級や特別支援学校児童生徒との交流および共同学習に取り組んだほか、総合的な学習の時間などを活用し、障がいのある方の講話や車いす体験、障がいの疑似体験などを取り入れ、障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性を尊重し合える心を育む取り組みを行いました。

最後に 21 ページ、点字資料では 84 ページをご覧ください。(5) ボランティア活動の支援・推進では、手話通訳者、要約筆記者等を養成するための講習会や、点字の講習会を開催するなど、障がい者の地域生活を支えるボランティア人材の養成に取り組みました。

資料 1 についての説明は以上でございますが、続きまして、本日机上配付いたしました、参考資料 2 をご覧ください。この資料は、当初 8 月に開催を予定しておりました施策審議会議を延長した際に、事前に委員の皆様から本計画の振り返りに関するご意見を伺ったところでございまして、頂いたご意見に対しまして回答をさせていただきます。

はじめに 1 番、資料 1 では 1 ページ、点字資料でも 1 ページの (1) 相談支援体制の充実①に関してです。基幹相談支援センターの相談員の抱えているケースが困難で、件数が膨大であり、さらに丁寧に進めるべき重要な内容や役割があると思います。今後人員数、センター数の拡大や、事業の創設などはありませんかとのご意見を頂きました。このご意見に対してであります。基幹相談支援センターは、市町村における相談支援の中核的機関

として、計画相談支援や市町村相談支援との支援領域についての相互理解を深め、各関係機関との連携、協働をより一層推進し、相談支援体制の充実に取り組んでおります。具体的に言いますと、障がい福祉サービス利用者に対する日常的な相談については、計画相談事業所による基本相談支援。サービスの利用に至ってない方への相談は、区役所窓口による市町村相談支援を軸として、基幹センターはそのバックアップを行うことで、国の示す重層的な相談支援体制の実現をめざしております。またセンターの相談員は、合同研修などを通して、各々の相談支援技術の向上に取り組むとともに、チームとしての対応力の向上にも取り組んでおり、現在センターの相談件数は、平成30年度をピークに減少していることから、現時点で人員数の拡大等を予定してはおりません。現在の取り組みを継続し、一層の相談体制の充実に努めてまいります。

続きまして2番、資料1では5ページ、点字資料では21ページの(5)地域生活を支える人づくり①、それから資料1では10ページ、点字資料では44ページの(3)精神保健と医療施策の推進④に関してです。依存症に、ゲーム依存についての課題問題は含まれているのでしょうか。若い発達の方を中心に、ゲームに没頭するあまり、昼夜逆転の生活となったり、ゲームの中でしか人とのつながりがない方がいます。ご家族も困られていて、専門的な支援や医療との連携が必要だと感じていますとのご意見を頂きました。このご意見に対してですが、依存症にはゲーム依存も含まれており、新潟市におきましては、依存症相談拠点である、こころの健康センターが相談窓口となり、ゲーム依存に関してご家族やご本人からの相談をお受けしています。現時点では、ゲーム依存に特化した支援機関や、治療が可能な医療機関は全国的にも限られているため、今後も関係機関と連携しながら、相談支援を実施していくとともに、国の施策を踏まえて、対策を検討してまいります。

続きまして3番、資料1では14ページ、点字資料では60ページの(1)雇用促進と一般就労の支援④に関してです。農福連携が抱えるさまざまな事情により、就労支援をしていて雇用が進まないことは理解できます。新潟県には農福連携コーディネーターという存在があると聞きましたが、連携はあるのでしょうかとのご意見を頂きました。このご意見に対してですが、新潟市では平成27年度からアグリサポートセンターを設置し、農業分野と福祉分野を結びつけ、農作業の受注開拓や調整等に取り組んでまいりました。ご指摘の新潟県の農福連携コーディネーターは、令和2年からスタートしており、新潟市を除く3つの管轄エリアのマッチングを担当していると聞いております。アグリサポートセンターは、先進的な農福連携に取り組んできた経験者として、新潟県農福連携コーディネーターからの問い合わせに対して助言を行っております。今後県の農福連携コーディネーターが実績を積み重ねる中で事例を共有するなど、意見交換の場を持ちながら連携の推進に努めてまいります。

頂きましたご意見に対する回答も含めまして、第3次新潟市障がい者計画の振り返りにかかる説明は以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。栗川委員、お願いします。

(栗川委員)

視覚障害者福祉協会の栗川です。今丁寧なご説明をありがとうございました。点字の資料のページの読み上げ等、要望したことについて対応していただき感謝します。ただ、点字の資料の技術的な問題としては、いくつか改善すべきことが読みながらありましたので、これはまた担当者の方と共有して、読みやすい点字に改善していただければというふうに思いますので、これはあとでお話をしたいと思います。

それで、中身にかかわってなんですけれども、この課題はもちろん前計画から今の新しい計画に引き継がれながら行われていて、基本的にはほぼ同じ構造の中で改善されながら進んでいるだろうというふうに思うので、そういう点では、最近体験したこととかも、そういう点では過去のことの振り返りのこととつなげて言えるのかなというふうに思いましたので、ちょっとここに、どこにどう絡むかは、多方面にも絡みそうな気がしますので、どこですというふうには、ポイント的にはお話ができないんですけれども、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先日、私が健康保険のほうを、それまでの共済組合から国民健康保険に切り替えるために、役場というか出張所というか、そこへ行って手続きをしました。そのときには、担当の窓口の方は丁寧に対応してくださったんですね。帰るときに、これ健康保険の説明書ですから読んでくださいと言って、墨字の資料をポンと渡されたわけです。それで、私が見えてないということは、いろいろ代筆等もしてもらってましたからよくわかってる上で、なおかつそれがあって、僕がえっと思って、「点字の資料とか、そういう私が読めるものってないんですか」と聞いたら、ありませんということなんです。健康保険の説明書としての墨字の印刷物は窓口で配られてはいるんだけど、そこで視覚障がい者で点字を使う人のための点字版は用意されていないということになっているわけです。

考えてみれば、だからこの会議でも、僕のためにわざわざ点字をつくってということになっているわけですし、それから各窓口においても、恐らく極めて少数の視覚障がい者のためにだけ点字を用意するというのは、大変な労力とコストと、いろいろかかってくるんだろうということは十分想像なり理解なり、理解はしてるかどうかわかりませんが、想像はできると思うんですが、そういうことが、日常生活でいろんなところでいろんなことをやればやっただけ、「犬もあるけば棒にぶつかる」じゃないですけど、「障がい者も歩けばバリアにぶつかる」みたいな感じで、いろんなところでそういうことが起こってくるわけです。

今ご説明いただいた障がい者計画というのは、基本的な構造としてはやっぱり、障がい者という特別な人が市民の中にいて、その人のために専門的な特別なサービスを設定して、そこを充実させていきたいと思いますという、そういうつくりになっていると思うんですけど、実は障がいのある人っていうのは1人の市民であって、いろいろなこといろいろやってる普通の人なわけです。その人は、特別に用意されたどっかで何かをやるということもあるし、そのことが大事な場面というのもあると思いますけれども、多くの場合は、ありとあらゆるサービスなりなんなり、活動なりのところに、いろんな障がいを持って人がそれぞれ多様性を持って参加して行って、その中でどうやって充実した活動なり差別を受けずにというか、ほかの障がいのない人と同じようにというか、対等な活動ができるかということが課題だと思うんですね。

そうすると、こういう障がい福祉課が担当している、いわば行政の縦割りの中での担当部分ということを実施させていくということ自体はとても大事なことなので、さらに進めていただければと思うんですけれども、問題は障がい者専門でなさそうなところの一般のところで、そこは例えば市役所だったら障がい福祉課以外の課でのサービスの中で、市民が利用するときに、多様な障がい者がいて、その人に対してどういうふうなことが必要で、そこに対して何が足りないのかということ、すべての課で検証していくということが大きい課題になると思う。これやり出したら本当に大変だと思うんですよ。それこそ点字の資料の話をしてしまいましたが、多分点字の資料1つ1つの、全部の配布資料に対してつくっていったら、すごくコストもかかり、保管するのも大変だったりとか、いろんなことが多分起こってくる。だけれども対等なものを保障しようと思ったら、やっぱりそこまでのことになってくるわけで、逆に言えば、現状はまったく不十分ということにそこはなってくるので、そういう点では障がい福祉課さんにぜひとも頑張ってもらっていて、新潟市の市役所全体を巻き込んで、障がいのある市民がどうやったら自立して生活できるのか、あるいは自分たちが提供しているサービスが、実は多様な障がいのある人に対して、多様な市民の中にいろんな人がいる中で、その人に対してちゃんとサービスが提供できてるのか、対等にできてるのかということを検討してもらいたいようなことを、全市ぐるみでやっていけるような、そういう動きをぜひともつくってもらいたいなというふうに思います。

で、そういう観点で考えると、すごくいいことも今、実は新潟市では起こってて、例えばゆーとびあに Noism というダンスカンパニーがありますけれども、Noism は、今までは目の見えない人がダンスを見るとかかって考えてなかったみたいなんですけど、ここ数年の中で、視覚障がい者がどうやったらダンスを鑑賞できるかということ、そのことを考えて、体験のワークショップとかいろんなことをやってくださったりしてます。

それからマリニピア日本海も、視覚障がいの人が水槽の中にいる魚見てもわからないから、そのことを触って体験できるようなプログラムとか、そういうものを用意したりとか、そういうようなことを始めてくださってるんですね。だからそういう点では、そういうようなさまざまな取り組みが各地でというか多発的にというか、いろんな所でいろいろ起こってくると、変わってくるんじゃないかなと思います。

そういう点で、障がい者だけを集めてそこに特別な、専門的なサービスをやっていくというだけでは、本当に対等な市民としての活動にはならないし、逆にそういう、障がい者だけを特別に何かやってるということは、そこで、「ああ、あの人たちは私たちと違う人」みたいな、市民の意識をつくっていくことの中では、差別的な意識をつくりかねない面も、充実させればさせるほど、より隔離が進んでいくみたいなことになりかねない面もあるので、専門的なサービスの充実ということに関しては、すごくやっぱり注意して進めていたきつつ、そういういろんなサービスが、どこへ行っても障がいがあることをあまり意識せずに、普通に利用できたり体験できたりっていう、そういうふうになったらいいなというふうに、これは果てしない願望かもしれませんが、感じていまして、今後の施策も、単に障がい福祉課だけで障がい者施策は進まないの、全市を巻き込んだ形で進めていただきたいというふうに思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまのご意見に、障がい福祉課のほうから何かございますか。

(事務局：大島障がい福祉課長)

貴重なご意見を頂きまして、大変ありがとうございます。非常に基本理念というか、大きなテーマというか、そういうご指摘を頂いたと思いますし、なかなか私の回答が十分かどうかはあれですけれども、私どもといたしましても、平成28年度に共生のまちづくり条例をつくりました。「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」でございます。ある人もない人も分け隔てなく安心して暮らせる共生社会を実現するというのは、まさに今栗川委員からご指摘いただいたところだと思います。

そういうふうな考えを、市全体で共有できるというか、醸成できるように、私どもの取り組みの1つ1つになりますけれども、そういう気持ちを持って取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。今のお話は恐らく障がい福祉課だけの話ではないというところで、障がいのある人もない人も共に生きる新潟市づくり条例というところの中での、市の窓口の話ですので、やはりこの辺りはまず進めていただいてというところなのかなというふうに思いましたので、ぜひ横の情報の共有というところですかね、そのあたり進めていただいてということかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。特にはございませんでしょうか。それでは、意見が出そろったようですので、この辺りで議事(1)を終了いたします。

4. 議事(2) 第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の 振り返り

(有川会長)

それでは引き続き議事の(2)、第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の振り返りについて、事務局から説明をお願いいたします。

(大島障がい福祉課長)

はい。それでは議事(2)、第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の振り返りについてご説明をいたします。こちらの計画につきましても、昨年度の第2回審議会において中間報告として、前計画の振り返りを行い、委員の皆様からご意見を頂きながら、現行計画に反映していったところでございますが、最終報告としてあらためて前計画の振り返りについてご説明をさせていただきます。

資料の2-1をご覧ください。初めに、第5期新潟市障がい福祉計画・第1期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況についてご説明をいたします。この計画は、平成30年度から平成32年度(令和2年度)までの3カ年計画となっております。全部で13の成果目標を設定いたしました。1つ目が、福祉施設の入所者の地域生活への移行で、平成28年度末の施設入所者数623人を基準といたしまして、平成32年度末、令和2年度末になりますが、そこまでに39人、1年あたり13人を地域生活に移行させることを目標といたしました。

(2)実績では、平成30年度の移行者数は6人、平成31年度(令和元年度)の移行者数は13人、平成32年度(令和2年度)の移行者数は4人、累計で23人となり、目標値を達成することはできませんでした。施設入所者の地域生活移行につきましては、居住の場となりますグループホームの整備も進んできており、ここ数年で受け入れ可能な定員数も拡大しておりますが、重度者に対応できるグループホームの整備があまり進んでいないことや、施設入所者の高齢化や障がいの重度化が進んでいることなどから、なかなか地域移行にはつながっておりませんでした。当該成果目標につきましては、現行計画においても、現状を踏まえて新たな目標値を設定しているため、今後も施設入所者が地域生活へ移行する際の居住の場となるような、重度者に対応したグループホームなどの整備を重点的に行いながら、市で実施しておりますグループホーム重度者支援補助金制度の周知や見直しにより、障がい者の入所施設などからの地域移行促進を図ることで、現行計画においては目標値を達成できるように取り組んでまいります。また、自立支援協議会の相談支援連絡会に設置されている、地域生活支援拠点班におきましても、施設入所者の地域移行について、検討をお願いしたいと思います。

続きまして2ページ、点字資料では3ページをご覧ください。2ページから5ページ上段まで、点字資料では3ページから9ページまで、障がい者の就労に関する成果目標となっております。初めに2ページ、点字資料では3ページ、「2 福祉施設から一般就労への移行」ですが、こちらは平成32年度、令和2年度の一般就労移行者を154人とすることを目標とするもので、過去最大実績でありました、平成28年度の一般就労移行者140人の1.1倍以上にするという考えで設定いたしました。

実績といたしましては、平成32年度(令和2年度)の一般就労移行者数は151人となっ

ており、平成 28 年度以降で最大の実績となったものの、目標値を達成することはできませんでした。

続きまして 3 ページ、点字資料では 5 ページをご覧ください。「3 就労移行支援事業の利用者数」です。平成 32 年度（令和 2 年度）末における就労移行支援事業利用者数を、平成 28 年度末の利用者数 154 人と比べ、20%増以上となる 185 人にするという目標を設定いたしました。

（2）実績といたしまして、平成 32 年度（令和 2 年度）の利用者数は 249 人となり、目標値を達成いたしました。

続きまして 4 ページ、点字資料では 7 ページをご覧ください。「4 就労移行率の 3 割以上の事業所の割合」です。平成 32 年度（令和 2 年度）末における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所を、全体の 50%以上にするという目標に対し、（2）実績といたしまして、平成 32 年度（令和 2 年度）は、27 事業所のうち 15 の事業所が就労移行率 3 割以上を達成し、率として 55.6%となり、目標値を達成いたしました。今後も引き続き就労移行支援の利用促進を図るとともに、関係機関と連携し、就労移行支援事業所支援員のスキル向上を図るため、研修機会を充実させていきます。

続きまして 5 ページ、点字資料では 9 ページをご覧ください。「5 就労定着支援利用による職場定着率」です。平成 32 年度（令和 2 年度）末における就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後に、職場に定着している人の割合を 80%以上とすることを目標といたしました。

（2）実績といたしまして、平成 31 年度（令和元年度）の就労定着率は 67.5%となっており、目標値を達成することはできませんでした。

以上が、障がい者の就労に関する成果目標およびそれに対する実績です。今後も就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就労支援センター「こあサポート」による就職のマッチングや定着支援、就労定着支援事業を行う事業所の確保などに努め、障がいのある方が適性にあった職業で長く安心して働けるよう、支援していきたいと考えております。また、企業に対しまして、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図り、障がい者雇用に取り組む企業を PR し、障がいのある人の就労機会の拡大につなげていきます。

なお、未達成となった 2 つの成果目標につきましては、現行計画においても現状を踏まえて新たな目標値を設定しているため、今ほどご説明した取り組みなどにより、現行計画においては目標値を達成できるよう取り組んでまいります。

続きまして「6 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」です。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための、保健・医療・福祉の関係者による協議の場の設置を目標といたしました。平成 26 年度に設置いたしました既存の会議を活用することにより、目標は達成いたしました。令和 2 年度からは、新たに当事者とご家族を委員に加え拡充し、「精神障がい者の地域生活を考える会」を立ち上げました。今後はこの協議の場において、当事者とご家族・医療・保健・福祉など、さまざまな立場や分野を超えた重層的な連携による支援体制や、地域基盤の整備について検討してまいります。

続きまして 6 ページ、点字資料では 12 ページをご覧ください。「7 地域生活支援拠点の

整備」です。この目標は、平成 32 年度（令和 2 年度）末までに、地域生活支援拠点を少なくとも 1 カ所以上整備するという目標でありましたが、当市ではすでに既存の事業所が持つ機能を有機的に連携させることで、平成 30 年度に整備しており、目標は達成しました。地域生活支援拠点等の整備に関する機能といたしましては、緊急時の相談を行う機能、それから緊急時の受入対応を行う機能、体験の機会・場を提供する機能、専門的な対応の体制、人材の養成を行う機能、地域の体制づくり等を担う機能の 5 つの機能がありますが、令和 3 年 3 月末時点、緊急時の相談として 5 カ所、緊急時の受入対応として 7 カ所、体験の機会・場の提供として 4 カ所、地域の体制づくりとして 4 カ所を整備しており、令和 3 年 4 月には、未整備でありました最後の機能であります、専門的な対応の体制、人材の養成を 4 カ所整備いたしました。今後も引き続き、各地域に必要な支援内容の把握を行い、支援体制の充実に向けた検討を行っていくこととしております。

続きまして「8 児童発達支援センターの設置数」から、8 ページ上段、点字資料では 15 ページの「11 医療的ケア児に対する支援」までは、障がいのある子どもの支援の提供体制の整備にかかる成果目標になります

6 ページ、点字資料では 12 ページの「8 児童発達支援センターの設置数」についてですが、平成 32 年度（令和 2 年度）末までに児童発達支援センターを 1 カ所以上設置することを目標としておりますが、本市におきましては、福祉型・医療型で 1 カ所ずつ、計 2 カ所設置しており、目標を達成しております。

続きまして 7 ページ、点字資料では 13 ページをご覧ください。「9 保育所等訪問支援の利用体制」です。こちらは、保育所等のさまざまな育ちの場で、障がいのある子どもにより質の高い専門的支援を提供する、保育所等訪問支援サービスの提供事業所を、平成 32 年度（令和 2 年度）末までに 1 カ所以上確保することを目標としたところです。（2）実績として、令和元年 5 月に 1 カ所目となる事業所を指定し、サービスの提供が開始され目標を達成いたしました。現在では 3 事業所を指定しておりますが、今後も新潟市立児童発達支援センター「こころん」と協力しながら、体制整備に努めてまいります。

続いて「10 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」です。平成 32 年度（令和 2 年度）末までに、当該サービス事業所が 1 カ所以上ある状態とするという目標に対しまして、平成 32 年度（令和 2 年度）末時点で、児童発達支援事業所が 5 カ所、放課後等デイサービス事業所が 7 カ所となっており、目標を達成いたしました。定員の空きが少ないため、今後も事業所増および定員増に向けて、引き続き取り組んでまいります。

続きまして 8 ページ、点字資料では 15 ページをご覧ください。「11 医療的ケア児に対する支援」です。保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が、医療的ケア児への適切な支援について連携を図るための協議の場を、平成 30 年度末までに設置するという目標に対し、平成 30 年 4 月から自立支援協議会の相談支援連絡会に新設した、療育等支援班において協議を行っており、目標を達成しております。今後も関係機関と連携を図るとともに、支援体制の充実に向けて取り組むこととしております。

続きまして「12 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の普及・啓発」についてであります。この目標は、国の基本指針では示されておらず、本市独自の目標でございます。平成 32 年度（令和 2 年度）における当条例の認知度を 20%以上とする

ことを目標として定めております。

(2) 実績といたしましては、平成 30 年度から毎年度イオンモール新潟南において、共生社会の実現に向けた、障がいや障がいのある方に対する理解促進イベントを実施しております。そのイベントの中で、一般の市民の方を対象に条例認知度調査を実施し、平成 32 年度（令和 2 年度）の条例認知度 28.7%と目標を達成いたしました。今後も認知度向上に向けて積極的な周知啓発に取り組んでまいります。

最後に 9 ページ、点字資料では 18 ページをご覧ください。「13 学校等への相談機関等の周知」です。この目標も国の基本指針では示されていない、本市独自の目標となります。学校の教員が発達障がいなどの相談を受けた際に、適切に支援機関につなげたり、相談窓口を紹介したりできるよう、各種学校に対し相談機関等の周知を行うことを目標としており、平成 30 年度は、「新潟市発達障がい児者支援体制概要」を作成し、各学校へ発達障がいにかかる支援機関や相談窓口について情報提供し、目標を達成いたしました。内容に更新事項等があった際に、あらためて情報提供を行うこととしておりますが、平成 31 年度（令和元年度）と平成 32 年度（令和 2 年度）は、新たな情報提供は行っておりません。今後は情報提供から 3 年が経過したため、提供した内容の見直しや、再度周知が必要かを検討しながら、引き続き適宜さまざまな情報提供を行うとともに、継続して情報を共有し、教育分野と福祉分野の連携を強化してまいります。

次に、資料の 2-2 をご覧ください。この資料は、今ほどご説明いたしました第 5 期新潟市障がい福祉計画・第 1 期新潟市障がい児福祉計画の数値目標達成状況を一覧にしたものであります。13 の目標に対して 10 の目標を達成することができ、達成率が約 77%であります。現行計画では、第 5 期新潟市障がい福祉計画・第 1 期新潟市障がい児福祉計画の達成状況等をもとに、新たに目標設定したところですが、計画期間中にすべての目標を達成できるよう、取り組んでまいりたいと思います。数値目標達成状況については以上でございます。

続きまして、第 5 期新潟市障がい福祉計画・第 1 期新潟市障がい児福祉計画のサービス見込み量達成状況について、説明いたします。資料の 2-3 をご覧ください。第 5 期新潟市障がい福祉計画・第 1 期新潟市障がい児福祉計画では、先ほど説明いたしました成果目標のほかに、65 項目の各種サービスについて、サービス提供の見込み量を年度ごとに設定しております。表の中でご覧いただきたいのは、「達成状況に応じて 1 から 5 の数字を入力」という箇所、点字資料におきましては、「達成状況」の箇所でございます。ここは設定した見込み量に対して、平成 32 年度（令和 2 年度）実績としてどの程度達成できているかを 5 段階評価で表しております。5 が 100%以上の達成率、4 は 80~100%未満の達成率、3 は 60~80%未満の達成率、2 は 60%未満の達成率、1 はその他として特殊な状況であるものを表しております。なお、サービス種別の中には、2 つの項目を見込み量として設定しているものがありますが、これらの達成状況につきましては、達成率が低いほうを実績としてカウントすることとしております。65 項目のうち、達成状況 5 のサービスは 33、達成状況 4 のサービスは 9 で、全体の 65%に相当する 42 のサービスについては、設定した見込み量をおおむね提供できているという状況です。設定した見込み量に対し、不十分となった残り 23 項目のうち、達成率の低い主なサービス状況についてご説明いたします。

1 ページ、点字資料では 2 ページの上から 5 つの事業は、訪問系サービスでございます

けれども、そのうち同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援については、達成状況がやや低くなっております。これらはヘルパー人材の確保や、利用者のニーズに応じた事業所の確保が課題となっております。同行援護、行動援護につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新型コロナウイルス感染症流行前の平成 30 年度と比較すると、利用人数、利用時間が大きく減少しております。達成状況が 1 となっております、重度障がい者等包括支援につきましては、実施している事業所がない状況ですが、ほかのサービスを組み合わせ対応しているところでございます。

次に、日中活動系サービスのうち、自立訓練ですが、機能訓練、生活訓練ともに、提供事業所が限られるため、サービス見込み量を下回る結果となりました。今後も利用者人数を勘案しながら、事業所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして 2 ページ、上から 4 段目、点字資料では 13 ページをご覧ください。就労定着支援については、平成 30 年 10 月より開始したサービスですが、達成率は 65% という結果となりました。年々達成率が上昇してきておりますが、達成率が 65% といまだ低く、職場定着にかかる支援の必要性の周知に努め、利用の促進を図っていききたいと考えております。

続きまして 2 ページ下から 3 段目、点字資料では 16 ページの、自立生活援助については、達成率が 25% でありました。比較的新しく始まったサービスでありまして、提供事業所が 2 カ所に限られていることなどから、利用者数が見込みを下回る結果となりましたが、利用人数を勘案しながら、事業所の参入を働き掛けていききたいと考えております。

続きまして、3 ページ上から 6 段目、点字資料では 21 ページをご覧ください。障がい児支援の、医療型児童発達支援については、達成率が 54.0% となりました。当サービスは、提供事業所が新潟県はまぐみ小児療育センター 1 カ所に限られていることや、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス見込み量を下回る結果となりました。

続いて 4 ページ下から 2 段目、点字資料では 34 ページをご覧ください。意思疎通支援事業の、手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、達成率が 57.4% となりました。令和元年度末ごろから新型コロナウイルス感染症の影響を受け始め、イベント等の中止、自粛などにより、サービス提供量が見込みを大きく下回る結果となりました。このようなコロナ禍の状況ではありますが、聴覚に障がいのある方に必要な支援が行き届くよう、派遣者の安全も確保しつつ、意思疎通支援事業の確保充実に努めてまいります。

最後に 6 ページ、点字資料では 51 ページをご覧ください。上から 4 段目の、要約筆記者養成研修事業については、達成率が 46.2% にとどまっておりますが、手話でのコミュニケーションが難しい中途失聴者などの意思疎通支援の充実に向け、現在の登録者に対して研修会を実施するなど、より高度な技術に対する要約筆記者の養成に引き続き努めてまいります。

以上が達成状況の低いもののうち、主なものについてご説明いたしました。社会保障関係経費の増加や、福祉人材の確保など、さまざまな課題がございますけれども、国・県の機関や事業所などと連携しながら、現行計画の目標達成に向けて取り組んでまいります。

資料の 2-1 から 2-3 までの説明は以上ですが、続きまして参考資料の 2 をご覧ください。本計画の振り返りに関しましても、事前にご意見を頂きました。ありがとうございます。回答いたします。

初めに、1 番、資料 2-1 では 3 ページ、点字資料では 5 ページ、それから資料 2-2

では1ページ、点字資料では2ページの、「3 就労移行支援事業の利用者数」に関してです。区別の事業所数や利用者の推移、閉所した事業所数などがあれば確認をしたいということと、また利用者のニーズに応じた事業所の目標数の有無や、ニーズの具体的なデータの有無についても確認をしたいというご意見を頂きました。このご意見に対してですが、当課で把握しております数値といたしましては、区別の事業所数につきましては、令和3年4月1日時点で、北区3カ所、東区3カ所、中央区12カ所、江南区2カ所、秋葉区2カ所、南区1カ所、西区3カ所、西蒲区2カ所で、計28カ所となっており、中央区に集中しております。また令和2年度に廃止した事業所は中央区1カ所、秋葉区1カ所、休止した事業所については、東区1カ所です。

利用者のニーズに関してですが、障がい福祉計画で定める活動指標としては、事業所数ではなくて、計画期間の年度ごとの利用者数などをサービス見込み量として設定しております。また、ニーズのデータにつきましては、らいふあっぷやこあサポート、特別支援学校など、関係機関と支援状況を共有するなど、利用者のニーズや事業所の動向を支援にかかしているところでございます。

続きまして2番、資料2-1では7ページ、点字資料では14ページと、それから資料の2-2では2ページ、点字資料では8ページの「10 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保」に関しまして、放課後等デイサービスの区別の利用ニーズや事業所数、利用者数のデータの有無についてもご意見を頂きました。このご意見に対しましては、区別の事業所数につきましては、新潟市ホームページで事業所の一覧を公開しております。区別の利用ニーズにつきましては、1人の障がい児が複数事業所を利用することも多く、またほとんどの事業所で送迎を実施しており、必ずしも居住区内の事業所を利用しているわけではないため、把握はしておりません。

続きまして3番、資料2-3の6ページ、点字資料では58ページの、「更生訓練費給付事業」に関してです。通所等のための目的とあり、具体的に品目の確認を支援したところだけでも、通所や訓練のために限定的に活用するものという理由で、ほとんど対象にならず、特に2年までという期限のサービスの中で限定的に使用する物品は対象とならないため、あっても使えない給付事業という印象があるというご意見を頂きました。このご意見に対してであります。更生訓練費給付費は、自立訓練等事業所における実習および訓練を効果的に受けるために必要であり、かつ自立訓練と利用者本人が単独で使用する消耗品等の費用というふうに定義をしております。令和2年度はアートや賄い材料費、書籍など、計600件を超える支給があったところです。一方で就労系事業所での訓練以外の使用も想定されます、動きやすい恰好として準備された私服や水分補給目的の水筒は、日常生活でも使用が想定されるため、対象とはしておりません。障がい福祉サービス利用時の訓練等経費は、事業所へ報酬として直接給付されている面もあることから、ご理解いただければと思います。

最後になりますが、計画の振り返りに関するご意見とは別に、その他の意見として、ひきこもりの方に対する関係機関の連携が取れていないと聞いていると。また、基幹相談支援センター、こあサポート、JOINが抱えるケースが、それぞれ手いっぱいであり、限界があるのではないかと感じているため、事業の役割を細分化して整備し、さらに新しい事業を追加したほうがよいものがあるのではないかとご意見も頂きました。このご意見に

対してであります。が、長期間ひきこもってる方への総合的な相談窓口として、平成 23 年 8 月から、新潟市ひきこもり相談支援センターを運営し、各関係機関と協力し、支援を行っているところであります。が、引き続き区の社会福祉協議会と連携を強め、地域の支援者とひきこもり支援の現状や課題の共有に努めるとともに、今後は民生委員の皆様へ、ひきこもり相談支援センターのパンフレットを配布するなど、さらなる相談窓口の周知に努めてまいります。また、基幹相談支援センター、こあサポート、JOIN が抱えるケースにつきましては、関係機関や関係施設等との役割分担の整理を図りながら、引き続き十分な連携を取りつつ、必要な支援が提供できるよう努めてまいります。

以上で、第 5 期新潟市障がい福祉計画・第 1 期新潟市障がい児福祉計画の振り返りについて説明を終わります。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。はい、角田委員。

(角田委員)

にいがた・オーティズム角田です。よろしくお願いたします。就労移行支援事業所の利用者数に関して確認と、それから今想定できる問題と、それから提案、これをさせていただきたいと思えます。

まず、参考資料 2 の 2 ページ、資料 2 - 1 の「就労移行支援事業の利用者数が年々増加している」と、こううたわれているわけですが、令和 2 年度の段階でピークと、私は思います。いろいろな理由をずっと考えておりました。事業所、うちも就労移行支援と定着支援を実施しているものですから、今利用者がものすごい難しいくらい数字が減少しております。反対に就職者はコンスタントに就職してまいりますので、利用者数の確保ということが、ものすごい死活問題に今入ってきております。なぜ利用者がこんなに激減しているのだろうか。それは新規の開設している事業所が増えているからだということではないと思っております。今日配布された資料の中で、すごくヒントが見えてきたんですね。コロナ禍だからって一口で言ってしまうとそれまでなんですけれども、対策を取らなければ、これからの就労移行事業所、これまで、新規ではなくて、古くから事業で実績を積み上げてきた事業所が、今本当に困窮する段階に入っておりますので、目をとめたんですけれども、参考資料 2 の 1 ページの、第 3 次新潟市障がい者計画資料 1 の中で、基幹の相談員の仕事量が大変多かろうという質問に対し、平成 30 年度をピークに減少しているというくだりがございます。下から 2 行目ですが。ここも大きなヒントかと思えます。つまり出ないということです。人が、コロナ禍の中で、相談のほうに足を向けていないというのがもうここから見てとれるんですね。

それから、もう 1 つがゲーム依存の問題。これは特別支援学校の管轄の教育の担当の方にもお伺いしたいんですが、特別支援学校を選択しない流れがあると伺っております。それからあるいは、義務教育中である中で、コロナがあるものだから、タブレットの貸し出しというものが行われている。不登校ぎみの生徒さんにタブレットが与えられ、そこでゲーム依存が始まったという実際の例も聞いておまして、こうやってゲーム依存というこ

と、それから中には、3ページ目のひきこもり支援センターのところにつながってくる課題、すべてが全部こもっている、問題が全部中に埋め込まれている、そしていろいろなところで最終的に、移行支援というのは社会参加の最も自立というか、働くというところに、体を鍛えて、心も鍛えてというところがありますので、そこにもっていく人たちが、もう見えてなくなるといのが明らかなんですね、今。非常に危機感を持ってしまして、こちらの委員をさせていただいている中で、この計画の数値目標というのを、実はこの先見込んでいたはずなんです、こんなことになろうとは思って、どうしたらいいかということをごく考えて今日はまいりました。

それで、提案なんです、1つはまず利用者が本当に移行支援事業所1つ1つに、利用者は定員がありますが、実利用者というのは、月平均何人と必ず出せるものなんですね。移行支援の場合は。これをデータとして押さえていただいて、本当に実際には定員の何パーセントが利用者としてそこを利用されているのかということがわからないと、ただ受け皿の数だけを増やして、増加傾向にありますと言われても、実際にはそこに実態がない、人がいないというところで、今度は逆に就職させたくても、就職する人がいなくなるということがそのあとに待っています。これからの1年というのがものすごく厳しくなってくると私は思っていますので、このあたり、ぜひともに、一緒に考えていただけたらと思っております、本当に今日はすごく切羽詰まった気持ちでここにおります。説明がちょっと十分でないかもしれないんですが、よろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ポイントは今2点ほどあったのかなと思うんですけども、1つはコロナの影響を受けているということですかね。それにより要は外に出てこなくなった。これはそうなんですよ。外に出てこないようにしてたわけですから。逆に言うと、そうすることによって、相談に足を運ぶ人たちが実質的に減っているんじゃないかなという、そのデータの読み取りのところが、相談のニーズがなくなったんじゃないかと、相談に出てこなくなっているんじゃないかというところについての、1つ見方ですね。データの見方について1点あったのではないかなというふうに思います。

もう1点は、実際の利用者のデータのとらえ方が、実際の利用者のデータというものと、定員を満たしてるかどうかという、その見方2つあって、今現在は定員ですね。定員充足してるかどうか見てるということですよ。現在のデータは。だけでも実際には利用してる実数というものがあるわけなので、その点についてのデータのとらえ方というんでしょうかね。何を本当の数値として押さえるべきなのかという、その点についてのお話だったと思うんですけども、よろしいでしょうか。

(角田委員)

はい。

(有川会長)

それでは、まず障がい福祉課のほうから、今のお話についてありますか。

(大島障がい福祉課長)

ありがとうございます。2点ということで、相談の関係ですけれども、今委員のほうからご指摘をいただいた、参考資料2のほうの資料1のところの数値であるんですけれども、ちょっと説明が不十分で恐縮だったんですけれども、いわゆる国の重層的支援体制、相談支援体制を整備するという中で、ここに書かれております30年度をピークに減少しているというのは、センターのところについて、結構減少しているというくだりの中で、引き続き現在の体制でやっていきますというふうに整理したもので、そこは説明させていただきます。

その上で、全体の相談数について、ちょっとお待ちください。

(星野給付係長)

皆さん、お世話になっております。障がい福祉課給付係の星野と申します。今ほどの基幹相談支援センターの相談件数が平成30年度をピークに減少していているということについて補足をさせていただきます。

確かに、コロナ禍において、31年度以降、特に緊急事態宣言が発令された時期というのは、かなり相談の件数が減っておりました。そのときは「ひきこもっていていいんだ」という社会環境でしたけれども、緊急事態宣言が解除されたのちには、人流が増えてきた中で、不安を抱える相談というのが増加傾向にありまして、2年度においては年度末にかけて件数は戻ってきていた中で、年間の総件数は減少傾向にあったというふうに把握をしているところでございます。以上になります。

(織田島就労支援係長)

就労支援係です。利用者のデータのとらえ方ということで、障がい福祉計画の資料としてこちらに載せているものは、3月のサービス提供分ということで、ほかのサービス等、就労だけではなく居宅系のサービスと同じように数値を載せさせてもらっています。今委員のご指摘のように、必要な利用者のデータというところは、どういう形でとらえて、どういう形で事業所の方と共有したらいいのかといったところは、ご相談させていただいて、可能などころは対応していきたいなと思っています。

(有川会長)

あと1点教育のほうにもお話が多分あって、それはゲーム依存にかかるころのお話と、ちょっと私も事情いろいろ知ってるので、GIGAスクール構想が進められてるところの、非常に矛盾してしまうようなところのお話があったのかと思うのですが、いかがでしょうか。

(学校支援課 関原指導主事)

はい。今お話あったように、1人1台タブレットが小中学生には行くようになっていきます。実際授業でも活用していて、1年前、2年前には考えられなかった授業が展開されています。それだけ子どもたちは吸収が早いですので、それを使いこなしているような授業で使っているところでは。一方、そういうものがあるために、ゲームとか、学習だけに使う

ものではないですので、いろんな弊害と言いましょうか、そういうものがあるのも事実だと思いますので、われわれはもう引き続き使い方であるとか、情報モラルであるとか、そういうあたりも、ただ単に授業で使いこなすということだけではなくて、ICT の活用については教育現場と協力しながらやっているところです。以上です。

(有川会長)

ありがとうございました。角田委員、今のお話でいかがですか。

(角田委員)

ありがとうございます。あと1点、特別支援学校ではなく、通常の普通の高校への入学希望者が非常に増えているというあたりのことについてもお伺いしたいんですけど、傾向ですね、今の進学、進路の。

(学校支援課 関原指導主事)

新潟市全体で言うと、ちょっと今こまかな数字はちょっと手元にないんですが、特別支援学級在籍の半分ぐらいが一般の高校へ行って、残りの半分が特別支援学校の高等部に行くという、そんな状況です。全県的には、もしかしたらもっと一般高校へ行く割合が高いのかもしれないんですが、ちょっと今数値はないんですが、半分とかそれ以上の子が、今は一般の高校をめざしているという、そんな状況です。

(有川会長)

いかがですか。

(角田委員)

ありがとうございます。そうなると、義務教育を離れたあとの、今度は高校の問題というのが、今度県立になってくると思うんですね。市ではないと思うんですね。そこの連携であるとか、やはり特別支援学校を利用していた生徒さんたちが、普通の高校を選択するということに、何が大きく今、メリットデメリット含めて、ニーズというものがあるのかというのは、実際にはとても知りたく思っています。やはりその先にあるものが、やっぱり働くというところをご家族は求めてらっしゃると思います。

先回ちょっと、これはこの場でお伝えしていかどうかちょっとわからないんですが、多分恐らく福祉サービスのメリットというところを、きちっとご家族が知らない中で、将来やはり普通高校を出てないと取れない単位というか、特別支援学校だと高校を出たという資格がないということで、その先の就職にすごいハンディキャップがあるのではないかというふうに考えがちになると思うんですね。そのときに、やはり一般の就労を目指されて、やんわりとですけれども、考えてらっしゃる方もたくさんいらっしゃると思います。ご家族に情報が行き届いていない。特別支援を選択するメリットというのは、そこに、後ろ側に大きな、そのずっと先のイメージをお伝えしていくということも合わせてないと、やはり後付けで就労移行にたどり着いた方々の場合は、あとから「そんな制度があったならもっと早く知りたかったわ」というご家族の話、とても多い。経済的な支援というもの

があとからついてくるものですから、そのあたりとてもすごく大切に思っているので、これからもぜひいろいろと教えていただければと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうかね。要はこの2年ほどの間に、コロナを挟んで劇的に社会が変わってきているので、恐らく従来の考え方のままでは、いろいろな福祉サービスも含めてですけど、ニーズも含めてですけども、変わろうとしてきている。その変化というものをやはり読みとっていかないといけないんじゃないかということと、あとは多様性が進んでいくというのは、恐らくすごく僕は望ましい社会だと思ってるんですけども、そのソーシャルインクルージョンが進む中で、逆にいうと、従来福祉サービスと言われてるものの情報提供のあり方が、ずいぶん変わってくる可能性があるということだと思うんですね。その点について、少しまた違った視点を持っていったほうがよろしいんじゃないかという提案でもあるかなというふうに思いました。

ほかいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。それでは意見のほう出そろったようですので、このあたりで議事(2)を終了します。

5. その他

(有川会長)

次にその他ですけれども、事務局から何かございますでしょうか。特にはないですか。
はい。ありがとうございました。それでは令和3年度第1回新潟市障がい者施策審議会はこれで終了となりますが、委員の方々それぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのことございましたら、お手元のほうに「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえた意見なりあるいは提案についてお書きいただき、提出いただけたらと思います。皆さんお忙しいところ、長時間にわたり会議にご出席いただきまして大変ありがとうございました。では、マイクのほう事務局にお返しいたします。

6. 閉会

(司会：障がい福祉課 上村課長補佐)

有川会長、長時間にわたり進行いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご意見、ご発言をいただき、ありがとうございました。事務連絡ですが、駐車券につきましては無料処理をしてありますので、お帰りの際にお受け取りください。

以上で、令和3年度第1回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。